

伊勢警察署協議会議事録

令和4年度第3回伊勢警察署協議会	
日 時	令和4年12月8日（木） 午後2時～午後3時30分
場 所	伊勢警察署4階会議室
出席者	<p>1 警察署協議会委員 12名 上田聖子委員、右京博巳委員、大見由佳委員、 小川祐子委員、木本博文委員、小嶋明美委員、 杉浦信良委員、龍田芳子委員、藤原嘉紀委員、 村田鎮男委員、山下育子委員、山下政宏委員</p> <p>2 警察署 5名 署長、警務課長、生活安全課長、交通第一課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 警察署長挨拶</p> <p>2 管内の概況説明等</p> <p>(1) 管内の概要について</p> <p>(2) 刑法犯の発生状況</p> <p>(3) 特殊詐欺の発生状況</p> <p>(4) 交通事故の発生状況</p> <p>3 警察安全相談業務について</p> <p>(1) 警察安全相談発足の経緯</p> <p>(2) 警察安全相談の受理状況</p> <p>(3) 相談内容に応じた適切な対応について</p> <p>4 協議内容</p> <p><委員> 警察は、民事不介入とよく言われるが、どのような内容であれば警察に相談してもいいのか。 家庭・職場・近隣トラブル等に関することを警察に相談してもいいのか。</p> <p>【警務課長】 民事に関する相談や、家庭・職場・近隣トラブル等であっても犯罪に発展するおそれがあり「個人の生命・身体・財産の保護」を図る必要があると認められるときは、警察が関与することとなる。 また、相談内容に応じて、適切な助言を行うとともに、必要に応じた専門の相談窓口を案内している。</p> <p><委員> 先日、脅迫メールが教育機関に送られてきたと聞いた。 この様な案件も警察安全相談に該当するのか。</p> <p>【警務課長】 その様な相談を受理した際は、一先ず警察安全相談として受理し、本部主管課や関係各課と連携して警戒活動などを実施している。</p> <p><委員> 昔は交番の人が巡回連絡に来ていたが、最近あまり見かけない。 今でも巡回連絡はしているのか。</p> <p>【警備課長】 新型コロナウイルスが流行した影響で巡回連絡を見合わせていたが、現在、活動を再開している。 警察官が巡回連絡に来た際は、気軽に相談していただきたい。</p>	

<委員> 高齢者虐待が疑われる者を認知した場合、警察に相談しても問題はないか。

【警務課長】 そういった場合は直ちに警察に通報していただきたい。主管課において、対象者の安全を確保するとともに事件を念頭において対応にあたる。

【生活安全課長】 高齢者虐待が疑われる場合は、関係機関と連携して対応にあたるため、直ちに相談していただきたい。

備 考	なし
-----	----